被災された常陽銀行の預金者に対する「代理現金払戻し」について

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆さまに対しまして 心よりお見舞い申しあげます。

足利銀行(頭取 藤澤 智)では、東北地方太平洋沖地震により被災された常陽銀行にご預金をお持ちの皆さまを対象とした「代理現金払戻し」を行なうことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象銀行

常陽銀行(本店所在地:茨城県水戸市)

2. 取扱開始日

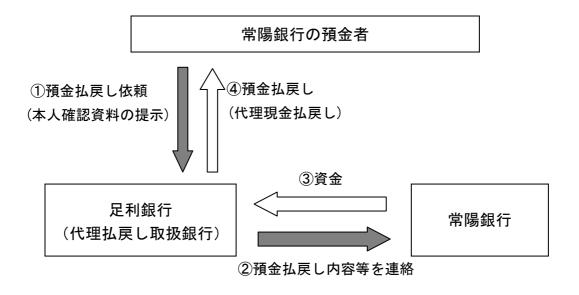
平成 23 年 3 月 28 日 (月)

- 3. 「代理現金払戻し」の内容
- (1)対象となる口座は、常陽銀行の当座預金、普通預金(カードローン口座含む)、 貯蓄預金、納税準備預金、定期預金 (注)、通知預金です。
 - (注) 財形預金は一般財形に限ります。
- (2) 払戻(現金支払) 限度額
 - ア. 通帳・お届け印をお持ちでない場合(いずれかをお持ちでない場合も含む)は、法人・個人を問わず、預金口座の残高の範囲内において、1 口座あたり 1 日 10 万円(千円単位)までとさせていただきます。
 - イ. 通帳・お届け印のいずれもお持ちの場合は、法人・個人を問わず、預金 口座の残高の範囲内において、1 口座あたり 1 日 100 万円(千円単位)ま でとさせていただきます。
 - ウ. 一般財形預金については、証書・お届け印をお持ちの場合でも、10 万円 までの払戻しとさせていただきます。

4. 本人確認について

- (1) ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。
- (2) いずれの本人確認書類もお持ちでない場合は、足利銀行の店舗窓口にご相談ください。

5. 「代理現金払戻し」の手順(概略)



以 上